



鳥取県公報

平成16年12月21日(火)
第7648号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (1003) (福祉保健課)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (1004) (＼)	1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (1005) (＼)	2
	家畜伝染病の発生 (1006) (畜産課)	3
	土地改良区の清算人の退任 (1007) (耕地課)	3
	土地改良事業の協議の適否の決定 (1008) (＼)	4
	保安林の指定の解除 (1009) (森林保全課)	4
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の消滅 (1010) (水産課)	4
	生産事業者の登録の失効 (1011) (八頭地方農林振興局)	5
	一般国道の区域の決定 (1012) (道路課)	5
	一般国道の供用の開始 (1013) (＼)	5
地労委告 示	鳥取県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正 (2)	6
正 誤	平成16年12月3日付鳥取県公報号外第183号中訂正	7

告 示

鳥取県告示第1003号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
メンタルケア&カウンセリングはまざきクリニク	米子市安倍48 - 1	平成16年12月1日

鳥取県告示第1004号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡大栄町大字 東園331 - 1	グループホームあ ずま園	東伯郡大栄町大字 東園331 - 1	痴呆対応型共同 生活介護	平成16年12月 13日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10 - 1	株式会社コムスン西 福原ケアセンター	米子市新開五丁目3 - 1	平成16年12月13日

鳥取県告示第1005号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字浦 富675 - 1	岩美町訪問介護ステ ーション	岩美郡岩美町大字浦 富1029 - 2	平成16年4月5日
社会福祉法人岩美 町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦 富645	社会福祉法人岩美町 社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦 富645	平成16年7月20日
鳥取商事株式会社	鳥取市南吉方一丁目 63 - 1	ハピネヘルパーステ ーション鳥取	鳥取市相生町二丁目 452 - 1	平成16年8月20日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10 - 1	株式会社コムスン西 福原ケアセンター	米子市新開五丁目3 - 1	平成16年11月1日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	訪問介護ステーショ ン博愛	米子市新開四丁目11 - 13	〃
〃	〃	ヘルパーステーショ ンやわらぎ	〃	〃
株式会社幸風	岩美郡岩美町大字浦 富434 - 25	幸風デイサービスセ ンター	岩美郡岩美町大字浦 富434 - 25	〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	平成16年7月20日
鳥取商事株式会社	鳥取市南吉方一丁目63 - 1	ハビネ在宅介護支援センター鳥取	鳥取市相生町二丁目452 - 1	平成16年8月20日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	サービスプランやわらぎ	米子市新開四丁目11 - 13	平成16年11月1日

鳥取県告示第1006号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、に次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町豊房2515	平成16年12月13日

鳥取県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人丹比土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した精算人の氏名及び住所

山 本 設 男 八頭郡八東町大字北山222
 西 山 征 三 八頭郡八東町大字北山390
 大 平 安 雄 八頭郡八東町大字用呂1049
 川 尻 晋 八頭郡八東町大字志谷661
 大 村 寛 昌 八頭郡八東町大字富枝460
 坂 本 泉 八頭郡八東町大字中286
 大 平 実 八頭郡八東町大字用呂422 - 1
 宮 城 優 八頭郡八東町大字用呂1261
 植 田 重 政 八頭郡八東町大字志谷780
 森 田 一 夫 八頭郡八東町大字中292
 大 村 益 康 八頭郡八東町大字富枝17
 山 根 隆 信 八頭郡八東町大字富枝127
 藤 田 好 弘 八頭郡八東町大字中71 - 2
 山 根 正 一 八頭郡八東町大字用呂904

山 根 隆 司 八頭郡八東町大字志谷703 - 3
平成16年11月13日退任

鳥取県告示第1008号

郡家町が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業福本地区区画整理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年12月21日から平成17年1月11日まで

3 縦覧に供する場所

郡家町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第1009号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町湯山字高浜2164・2164の642・2164の649・2164の653・2164の791・2164の796・2164の837・2164の840・福部町海士字高浜889の749（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第1010号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号に該当し、同項の規定により次に掲げる加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

加入区の名称	加入区の区域
旧福部加入区	平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村一円

鳥取県告示第1011号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成16年12月21日

鳥取県八頭郡地方農林振興局長 近 藤 元

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
84	長谷 明正	八頭郡佐治村大字古市168	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	長谷明正苗畑	八頭郡佐治村大字古市
88	下田 収	八頭郡河原町大字山上118	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	下田収苗畑	八頭郡河原町大字山上
99	山口喜代野	八頭郡河原町大字北村456	〃	山口喜代野苗畑	八頭郡河原町大字北村
246	山口 忠	八頭郡河原町大字北村451	〃	山口苗畑	八頭郡河原町大字北村

鳥取県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年12月21日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	米子市吉谷字中馬場山645 - 1地先から同市古市字流田918 - 2地先まで	26.0 ~ 85.0	1,470.0

鳥取県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年12月21日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
180号	米子市吉谷字中馬場山645 - 1地先から同市古市字流田918 - 2地先まで	平成16年12月21日

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第2号

鳥取県地方労働委員会事務局処務規程（平成10年鳥取県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月21日

鳥取県地方労働委員会会長 太 田 正 志

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p><u>鳥取県労働委員会事務局処務規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県労働委員会事務局</u>の処務に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(文書の取扱い)</p> <p>第4条 前2条に定めるもののほか、<u>鳥取県労働委員会事務局</u>の文書の收受、施行、整理、保管その他の取扱いについては、知事の事務部局の例による。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>ひな形</th> <th>寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会印</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 鳥 取 県 労 働 委 員 会 印 </div> </td> <td style="text-align: center;">25ミリメートル平方</td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	ひな形	寸法	委員会印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 鳥 取 県 労 働 委 員 会 印 </div>	25ミリメートル平方	<p><u>鳥取県地方労働委員会事務局処務規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県地方労働委員会事務局</u>の処務に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(文書の取扱い)</p> <p>第4条 前2条に定めるもののほか、<u>鳥取県地方労働委員会事務局</u>の文書の收受、施行、整理、保管その他の取扱いについては、知事の事務部局の例による。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>ひな形</th> <th>寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会印</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 印 </div> </td> <td style="text-align: center;">30ミリメートル平方</td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	ひな形	寸法	委員会印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 印 </div>	30ミリメートル平方
公印の種類	ひな形	寸法											
委員会印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 鳥 取 県 労 働 委 員 会 印 </div>	25ミリメートル平方											
公印の種類	ひな形	寸法											
委員会印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 印 </div>	30ミリメートル平方											

会長印	鳥 取 県 労働委員会 会 長 印	23ミリメートル平 方	会長印	鳥取県地方 労働委員会 会 長 印	22ミリメートル平 方
審査委員長 印	鳥取県労働 委員会審査 委員長印	21ミリメートル平 方	審査委員長 印	鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 審 査 委 員 長 印	21ミリメートル平 方
仲裁委員長 印	鳥取県労働 委員会仲裁 委員長印	21ミリメートル平 方	仲裁委員長 印	鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 仲 裁 委 員 長 印	21ミリメートル平 方
調停委員長 印	鳥取県労働 委員会調停 委員長印	21ミリメートル平 方	調停委員長 印	鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 調 停 委 員 長 印	21ミリメートル平 方
事務局長印	鳥 取 県 労働委員会 事務局長印	21ミリメートル平 方	事務局印	鳥取県地方 労働委員会 事務局印	30ミリメートル平 方
			事務局長印	鳥取県地方 労働委員会 事務局長印	22ミリメートル平 方

正 誤

平成16年12月3日付鳥取県公報号外第183号（公益法人に対する立入検査の実施状況について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

行 2 から 4 まで

誤	社団法人智頭町シルバー人材センター	平成16年 4 月28日	未措置
---	-------------------	--------------	-----

正	社団法人智頭町シルバー人材センター	平成16年 4 月28日	改善済み
---	-------------------	--------------	------

頁 5

行 11から13まで

誤	社団法人智頭町シルバー人材センター	平成16年 4 月28日	未措置
---	-------------------	--------------	-----

正	社団法人智頭町シルバー人材センター	平成16年 4 月28日	改善済み
---	-------------------	--------------	------

頁 7

行 36から43まで

- 誤 (工) 評議員及び評議員会を設置すること。
 (オ) 理事会の開催通知に議案を明記すること。
 (カ) 業務、財務等に関する資料の一般閲覧を適切に行うこと。
 (キ) 減価償却基準を明らかにすること。
 (ク) 資金の範囲を明らかにすること。
 (ケ) 正味財産増減計算書を作成すること。
 (コ) 貸借対照表の様式及び区分を適正にすること。
 (サ) 重要な会計方針等の計算書類に対する注記事項を作成すること。

- 正 (工) 理事会の開催通知に議案を明記すること。
 (オ) 業務、財務等に関する資料の一般閲覧を適切に行うこと。
 (カ) 減価償却基準を明らかにすること。
 (キ) 資金の範囲を明らかにすること。
 (ク) 正味財産増減計算書を作成すること。
 (ケ) 貸借対照表の様式及び区分を適正にすること。
 (コ) 重要な会計方針等の計算書類に対する注記事項を作成すること。